

京都市上下水道局訓令甲第2号

京都市水道局及び下水道局企画推進主任等設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局企画推進主任等設置要綱等の一部を改正する要綱

京都市水道局及び下水道局企画推進主任等設置要綱等の一部を次のように改正する。
(京都市水道局及び下水道局企画推進主任等設置要綱の一部改正)

第1条 京都市水道局及び下水道局企画推進主任等設置要綱の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局企画推進主任等設置要綱

第1条第1項中「水道局及び下水道局にそれぞれ」を「上下水道局に」に改め,
同条第2項中「水道局総務部長及び下水道局総務部長」を「総務部長」に、「水道
局総務部庶務課長及び下水道局総務部庶務課長」を「総務課長」に、「それぞれ,
これに充てる」を「これに充てる」に改める。

第2条第1項中「，所属する局において」を削る。

第3条第1項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」
に、「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め, 同条第4項中「水道局及び
下水道局」を「上下水道局」に改める。

第4条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め, 「当該」を削る。
(京都市水道局及び下水道局電磁的記録管理要綱の一部改正)

第2条 京都市水道局及び下水道局電磁的記録管理要綱の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局電磁的記録管理要綱

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「第16条、第17条、第29条第1項第3号及び第44条」を「第13条、第14条、第27条第1項第3号及び第42条」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、同項第1号中「起案文書」を「決裁書」に改める。

第10条中「その所属する局の総務部」を削り、「庶務課長」を「総務課長」に改め、「当該」を削る。

第11条中「水道局総務部庶務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)